

北海道農業次世代人材投資事業補助金交付要領

平成 24 年 5 月 14 日付け経営第 260 号北海道農政部長通知
改正 平成 25 年 4 月 1 日付け経営第 1207 号北海道農政部長通知
改正 平成 26 年 4 月 1 日付け経営第 106 号北海道農政部長通知
改正 平成 28 年 5 月 17 日付け経営第 306 号北海道農政部長通知
改正 平成 29 年 4 月 6 日付け経営第 22 号北海道農政部長通知
改正 平成 30 年 5 月 22 日付け経営第 274 号北海道農政部長通知
改正 令和元年 5 月 22 日付け経営第 302 号北海道農政部長通知
改正 令和 2 年 6 月 23 日付け経営第 521 号北海道農政部長通知
改正 令和 4 年 8 月 8 日付け技普第 863 号北海道農政部長通知
改正 令和 5 年 5 月 11 日付け技普第 227 号北海道農政部長通知
改正 令和 6 年 4 月 1 日付け技普第 1820 号北海道農政部長通知

第 1 趣旨

北海道の次世代を担う農業者となることを志向し、就農前の研修段階及び就農直後の就農者に対して農業次世代人材投資資金を交付する事業（以下「北海道農業次世代人材投資事業」という。）の実施に当たり、事業実施主体が行う農業次世代人材投資資金（以下「資金」という。）の交付及びこれに伴う推進事業については、予算の範囲内において、事業実施主体に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号。以下「交付規則」という。）、北海道農業次世代人材投資事業実施要領（平成 24 年 5 月 14 日付け経営第 259 号農政部長通知。以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第 2 事業実施主体

- 1 就農準備資金及び就農準備支援資金（以下「準備型等」という。）
公益財団法人北海道農業公社（以下「公社」という。）
- 2 経営開始型、経営開始資金及び経営開始支援資金（以下「経営開始型等」という。）
市町村

第 3 補助対象事業等

北海道農業次世代人材投資事業（以下「補助対象事業」という）は、次に掲げるものとし、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率等は、別紙のとおりとする。

（1）準備型等資金事業

公社が、就農に向けて研修機関等において研修を受ける者に対して、資金を交付する事業をいう。

- (2) 経営開始型等資金事業
市町村が、経営開始直後の新規就農者に対して、資金を交付する事業をいう。
- (3) 準備型等資金推進事業
公社が行う(1)に掲げる事業の推進に係るものをいう。
- (4) 経営開始型等資金推進事業
市町村が行う(2)に掲げる事業の推進に係るものをいう。

第4 準備型等資金事業及び準備型等資金推進事業

1 補助金の交付申請

- (1) 公社理事長は、就農準備資金事業、就農準備支援資金事業（以下「準備型等資金事業」という。）及び就農準備資金推進事業、就農準備支援資金推進事業（以下「準備型等資金推進事業」という）に係る補助金の交付を受けようとするときは、農政第1号様式（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式（農政部）（昭和49年4月1日告示第809号）に定める告示様式をいう。以下「農政第〇号様式」について同じ。）の補助金等交付申請書に、次に掲げる関係書類を添えて、農政部長が別に定める日までに、知事に提出するものとする。

ア 補助金等交付申請額算出調書（農政第14号様式）

イ 経費の配分調書（農政第18号様式）

ウ 事業予算書（農政第20号様式）

エ 資金収支計画（農政第32号様式）

オ 北海道農業次世代人材投資資金（準備型等）事業計画（実績）書（農政第162号様式その1）

- (2) 公社理事長は、(1)の申請書を提出するに当たって、消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和63年法律第108号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

2 補助金の交付の決定

知事は、1により提出された申請書等を審査の上、その内容を適当と認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をし、その決定の内容を別記第1号様式により公社理事長に通知するものとする。

3 補助対象事業の内容の変更等

- (1) 公社理事長は、補助対象事業の内容について、別紙に掲げる重要な変更をするときは、農政第21号様式の補助事業等変更承認申請書に1の(1)に掲げる関係書類を添えて、知事に対し申請するものとする。
- (2) 知事は、(1)の変更承認申請書を審査の上、承認するときは、別記第3-1号様式又は別記第3-2号様式により公社理事長に通知するものとする。

4 補助対象事業の中止又は廃止

(1) 公社理事長は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、農政第23号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書に関係書類を添えて、知事に対し申請するものとする。

(2) 知事は、(1)の申請に係る承認又は不承認について、別記第4号様式により公社理事長に通知するものとする。

5 補助対象事業の執行の遅延又は不能

(1) 公社理事長は、補助対象事業が予定期間内に完了しないことが明らかになったとき又はその執行が困難になったときは、農政第24号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書及び別記第5号様式を知事に提出し、その指示を受けるものとする。

(2) 知事は、(1)の報告に基づき公社理事長に対して事業遂行の指示をするときは、別記第6号様式により行うものとする。

6 補助対象事業の事情変更

知事は、補助金の交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときには、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

7 補助金の概算払の申請

(1) 公社理事長は、補助金の概算払を受けようとするときは、農政第25号様式又は農政第26号様式の補助金等概算払申請書に農政第32号様式の最新の資金収支計画書及び別記第7号様式を添えて知事に提出するものとする。

(2) 知事は、(1)により提出された申請書を審査の上、概算払の必要があると認めるときは、当該概算払の決定を行い、別記第8号様式により公社理事長に通知するものとする。

8 補助対象事業の事業遂行状況の報告

知事は、補助対象事業の遂行状況を把握することが必要と認めるときは、別記第5号様式により報告を求めるものとする。

9 補助対象事業の実績報告及び補助金の額の確定

(1) 公社理事長は、補助対象事業が完了したときは、農政第28号様式の補助事業等実績報告書に、次に掲げる関係書類を添えて、補助対象事業完了の日から30日以内又は翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

ア 経費の配分調書（農政第18号様式）

イ 補助金等精算書（農政第29号様式）

ウ 事業精算書（農政第31号様式）

エ 北海道農業次世代人材投資資金（準備型等）事業計画（実績）書（農政第162号様式その1）

(2) 知事は、(1)の補助事業等実績報告書の提出を受けた場合においては、当該実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するもので

あるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第9号様式により公社理事長に通知するものとする。

(3) 知事は、補助金の額の確定に伴い、既に確定額を超える補助金が交付されているときには、別記第10号様式により公社理事長にその超過額の返還を命ずるものとする。

(4) (1) から (3) の規定は、4 の規定に基づき、補助対象事業を廃止した場合も同様とする。この場合にあつては、(1) の「補助事業完了の日」を「補助事業廃止の承認を受けた日」と読み替える。

10 補助金の交付の決定の取消し

知事は、次のいずれかに該当するときは、2 の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すものとする。

(1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。

(2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

(3) 補助対象事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、補助対象事業の執行に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

11 補助金の返還

(1) 知事は、10により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

(2) 公社理事長は、実施要領第4の1の(4)及び第4の2の(4)に基づき、交付対象者に資金返還の措置を講じ資金の返還があつたときは、別記第11号様式により知事に報告するものとする。

(3) 知事は、(2)の報告があつたときは、別記第12号様式により公社理事長に、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

(4) 補助金の返還期限は、補助金の額の確定又は交付の決定の取消しの通知をした日から20日以内とし、納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を徴するものとする。

12 帳簿及び書類の備え付け

公社理事長は、補助事業の帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

13 補助事業の検査

知事は、必要があるときは、補助金の使途、帳簿等について検査するものとする

第5 経営開始型等資金事業及び経営開始型等資金推進事業

1 補助金の交付申請

市町村長は、経営開始型資金事業—経営開始資金事業及び経営開始支援資金事業（以下「経営開始型等資金事業」という。）、経営開始型資金推進事業経営開始資金推進事業及び経営開始支援資金推進事業（以下「経営開始型等資金推進事業」）に係る補助金の交付を受けようとするときは、農政第1号様式の補助金等交付申請書に、次に掲げる関係書類を添えて、総合振興局長等が別に定める日までに、総合振興局長等に提出するものとする。

- (1) 補助金等交付申請額算出調書（農政第14号様式）
- (2) 経費の配分調書（農政第18号様式）
- (3) 事業予算書（農政第20号様式）
- (4) 北海道農業次世代人材投資資金（経営開始型等）事業計画（実績）書（農政第162号様式その2）

2 補助金の交付の決定

総合振興局長等は、1の規定により提出された申請書等を審査の上、その内容を適当と認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をし、その決定の内容を別記第13号様式により市町村長に通知するものとする。

3 補助対象事業の内容の変更等

- (1) 市町村長は、補助対象事業の内容について、別紙に掲げる重要な変更をするときは、農政第21号様式の補助事業等変更承認申請書に1に掲げる関係書類を添えて、総合振興局長等に提出し、その承認を受けるものとする。
- (2) 総合振興局長等は、(1)の変更承認申請書を審査の上、承認するときは、別記第14-1号様式又は別記第14-2号様式により市町村長に通知するものとする。

4 補助対象事業の中止又は廃止

- (1) 市町村長は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときには、農政第23号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書に関係書類を添えて、総合振興局長等に対し申請するものとする。
- (2) 総合振興局長等は、(1)の申請に係る承認又は不承認について、別記第15号様式により市町村長に通知するものとする。
- (3) 総合振興局長等は、(2)の中止又は廃止に係る承認又は不承認に当たっては、申請書等の写しを添えて、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

5 補助対象事業の執行の遅延又は不能

- (1) 市町村長は、補助事業が予定期間内に完了しないことが明らかになったとき又はその執行が困難になったときは、農政第24号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書及び別記第16号様式を総合振興局長等に提出し、その指示を受けるものとする。
- (2) 総合振興局長等は、(1)の報告に基づき市町村長に対して事業遂行の指示をするときは、別記第17号様式により行うものとする。
- (3) 総合振興局長等は、(2)の指示に当たっては、報告書等の写しを添えて、あ

あらかじめ農政部長と協議するものとする。ただし、年度内に完了する見込みがあるときは、この限りでない。

6 補助対象事業の事情変更

- (1) 総合振興局長等は、補助金の交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときには、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。
- (2) 総合振興局長等は、実施要領第7の1の(3)の規定に基づき資金の交付計画における資金総額の減を伴う事業計画の変更があった場合は、(1)に準じて補助金の交付決定の内容を変更することができるものとする。
- (3) 総合振興局長等は(1)により補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

7 補助金の概算払の申請

- (1) 市町村長は、補助金の概算払を受けようとするときは、農政第25号様式又は農政第26号様式の補助金等概算払申請書に別記第18号様式を添えて総合振興局長等に提出するものとする。
- (2) 総合振興局長等は、(1)により提出された申請書を審査の上、概算払の必要があると認めるときは、当該概算払の決定を行い、別記第19号様式により市町村長に通知するものとする。

8 補助対象事業の事業遂行状況の報告

総合振興局長等は、補助対象事業の遂行状況を把握することが必要と認めるときは、別記第16号様式により報告を求めるものとする。

9 補助対象事業の実績報告及び補助金の額の確定

- (1) 市町村長は、補助事業が完了したときは、農政第28号様式の補助事業等実績報告書に、次に掲げる関係書類を添えて、補助事業完了の日から30日以内又は翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに、総合振興局長等に提出するものとする。
 - ア 経費の配分調書（農政第18号様式）
 - イ 補助金等精算書（農政第29号様式）
 - ウ 事業精算書（農政第31号様式）
 - エ 北海道農業次世代人材投資資金（経営開始型等）事業計画（実績）書（農政第162号様式その2）
- (2) 総合振興局長等は、(1)の補助事業等実績報告書等の提出を受けた場合においては、当該実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第20号様式により市町村長に通知するものとする。
- (3) 総合振興局長等は、(2)の規定により補助金の額を確定したときは、当該補助金に係る交付状況を取りまとめ、別記第21号様式に(1)の実績報告書の写しを添えて、農政部長に報告するものとする。
- (4) 総合振興局長等は、補助金の額の確定に伴い、既に確定額を超える補助金が交

付されているときには、別記第22号様式により市町村長にその超過額の返還を命ずるものとする。

(5) (1) から (4) の規定は、4 の規定に基づき、補助事業を廃止した場合も同様とする。この場合にあつては、(1) の「補助事業完了の日」を「補助事業廃止の承認を受けた日」に読み替える。

10 補助金の交付の決定の取消し

総合振興局長等は、次のいずれかに該当するときは、2 の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すものとする。

- (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
- (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- (3) 補助対象事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、補助対象事業の執行に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

11 補助金の返還

- (1) 総合振興局長等は、10により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、返還を命ずるものとする。
- (2) 市町村長は、実施要領第4の3の(4)及び第4の4の(4)に基づき、交付対象者に資金返還の措置を講じ、資金の返還があつたときは、別記第23号様式により総合振興局長等に報告するものとする。
- (3) 総合振興局長等は、(2)の報告があつたときは、別記第24号様式により市町村長に、期限を定めて、返還を命ずるものとする。
- (4) 補助金の返還期限は、補助金の額の確定又は交付の決定の取消しの通知をした日から20日以内とし、納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を徴するものとする。

12 帳簿及び書類の備え付け

市町村長は、補助対象事業の帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

13 補助事業の検査

総合振興局長等は、必要があるときは、補助金の使途、帳簿等について検査するものとする。

第6 その他

この要領に定めのない事項については、農政部長が別に定める。

附則（平成24年5月14日付け経営第260号北海道農政部長通知）

この交付要領は、平成24年5月14日から施行する。

附則（平成25年4月1日付け経営第1207号北海道農政部長通知）
この交付要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則（平成26年4月1日付け経営第106号北海道農政部長通知）
この交付要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成28年5月17日付け経営第306号北海道農政部長通知）
この交付要領は、平成28年4月1日から適用する。

附則（平成29年4月6日付け経営第22号北海道農政部長通知）
この交付要領は、平成29年4月1日から適用する。ただし、平成28年度の事業に係るものについては、なお従前の例によることとする。

附則（平成30年5月22日付け経営第274号北海道農政部長通知）
この交付要領は、平成30年4月1日から適用する。

附則（令和元年5月22日付け経営第302号北海道農政部長通知）
この交付要領は、平成31年4月1日から適用する。

附則（令和2年6月23日付け経営第521号北海道農政部長通知）
この交付要領は、令和2年4月1日から適用する。

附則（令和4年8月8日付け技普第863号北海道農政部長通知）
この交付要領は、令和4年4月1日から適用する。

附則（令和5年5月11日付け技普第227号北海道農政部長通知）
この交付要領は、令和5年4月1日から適用する。

附則（令和6年 月 日付け技普第 号北海道農政部長通知）
この交付要領は、令和6年4月1日から適用する。

別紙

補助対象事業	補助対象経費	補助率等	重要な変更
北海道農業次世代 人材投資事業			
1 準備型等資金事業	公社が実施要領第4の1及び2の規定に基づいて準備型等の資金を交付対象者に交付するために要する経費	定 額	・補助対象経費の増 ・補助対象経費の30%を超える減
2 経営開始型等資金事業	市町村が実施要領第4の3及び4の規定に基づいて経営開始型等の資金を交付対象者に交付するために要する経費	定 額	・補助対象経費の増 ・補助対象経費の30%を超える減
3 準備型等資金推進事業	公社が実施要領第8の規定に基づいて行う事業に要する次の経費（別表の用途基準に示した経費に限る。） (1) 1の事業の実施に要する経費 (2) 1の事業の普及活動に要する経費 (3) 1の事業の交付対象者の指導活動に要する経費	定 額 (農政部長が示す額)	・補助対象経費の増
4 経営開始型等資金推進事業	市町村が実施要領第8の規定に基づいて行う事業に要する次の経費（別表の用途基準に示した経費に限る。） (1) 2の事業の実施に要する経費 (2) 2の事業の普及活動に要する経費 (3) 2の事業の交付対象者の指導活動に要する経費	定 額 (農政部長が示す額)	・補助対象経費の増

別表

1 準備型等資金推進事業の使途基準

区 分	内 容
報償費	事業を実施するために直接に必要な事務の補助、専門知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対する謝礼に必要な経費
旅 費	事業を実施するために直接に必要な旅行に係る事業実施主体の経費及び有識者等に支払う経費
需用費	事業を実施するために直接に必要な消耗品費、燃料費、印刷製本費
役務費	事業を実施するために直接に必要な通信運搬費、広告料、手数料
使用料及び賃借料	事業を実施するために直接に必要な借上費（会場借上料、パソコン等のリース料）
賃 金	事業を実施するために公社職員及び臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価
会計年度任用職員給与	交付主体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合の交付主体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づく給料、報酬及び諸手当（本事業への従事割合に応じて助成対象とすることが可能）
共済費	事業を実施するために臨時的雇用者等の賃金に係る社会保険料
委託料	本事業を他の者に委託するために必要な経費

2 経営開始型等資金推進事業の使途基準

区 分	内 容
報償費	事業を実施するために直接に必要な事務の補助、専門知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対する謝礼に必要な経費
旅 費	事業を実施するために直接に必要な旅行に係る事業実施主体の経費及び有識者等に支払う経費
需用費	事業を実施するために直接に必要な消耗品費、燃料費、印刷製本費
役務費	事業を実施するために直接に必要な通信運搬費、広告料、手数料
使用料及び賃借料	事業を実施するために直接に必要な借上費（会場借上料、パソコン等のリース料）
賃 金	事業を実施するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価及び市町村職員の時間外労働に応じた対価
会計年度任用職員給与	交付主体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合の交付主体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づく給料、報酬及び諸手当（本事業への従事割合に応じて助成対象とすることが可能）
共済費	事業を実施するために臨時的雇用者等の賃金に係る社会保険料
委託料	本事業を他の者に委託するために必要な経費

別記第 1 号様式

(記号) 第 号指令

(補助事業者)

年 月 日に申請のあった北海道農業次世代人材投資事業(就農準備資金、就農準備支援資金事業及び就農準備資金、就農準備支援資金推進事業)については、申請内容のとおり承認し、補助事業等の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道知事 印

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業等の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

	補助対象経費		補助金の額	完了期限
	区 分	金 額	金 額	
補助対象事業	就農準備資金事業	円	円	年 3 月 31 日
	就農準備資金推進事業	円	円	年 3 月 31 日
	就農準備支援資金事業	円	円	年 3 月 31 日
	就農準備支援資金推進事業	円	円	年 3 月 31 日
	合 計	円	円	

- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)、北海道補助金等交付規則(昭和 47 年北海道規則第 34 号)、北海道農業次世代人材投資事業実施要領(平成 24 年 5 月 14 日付け経営第 259 号農政部長通知)、北海道農業次世代人材投資事業補助金交付要領(平成 24 年 5 月 14 日付け経営第 260 号北海道農政部長通知。以下「交付要領」という。)及びこの決定通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助対象事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 3 補助対象経費のうち、区分の相互間の経費の額の流用はできません。
- 4 補助対象事業の内容について、次に掲げる変更をするときは、知事の承認を受けなければなりません。

- (1) 準備型等資金事業に係る補助対象経費の増
 - (2) 準備型等資金事業に係る補助対象経費の 30%を超える減
 - (3) 準備型等資金推進事業に係る補助対象経費の増
- 5 補助対象事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければなりません。
 - 6 補助対象事業が期限までに完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
 - 7 補助対象事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
 - 8 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
 - 9 前項の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。
 - 10 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
 - 11 補助対象事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助対象事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事に提出しなければなりません。
 - 12 補助対象事業実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。
 - 13 補助対象事業実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、交付要領別記第 2 号様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年 6 月 30 日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければなりません。
 - 14 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助対象事業の成果が適合しないときは、当該補助対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。

- 15 交付対象者に資金返還の措置を講じ資金の返還があったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 16 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
- (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助対象事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、補助対象事業の執行に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 17 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 18 第 7 項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。
- 19 補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければなりません。

(部 課)

年度仕入れに係る消費税等仕入控除税額報告書

(記号) 第 年 月 日
第 年 月 日

北海道知事 様

(補助事業者) 印

年 月 日付け経営第 号指令で補助金の交付決定を受けた北海道農業次世代人材投資事業（就農準備資金、就農準備支援資金事業及び就農準備資金、就農準備支援資金推進事業）について、次のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|------------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| | (年 月 日付け経営第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の確定申告に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・消費税確定申告書付表2「課税売上高・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の内訳を記載した書面（別記様式別紙）
- ・補助事業者等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が5パーセント以下であることを確認できる資料

- 5 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・補助事業者等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が5パーセントを超えることを確認できる資料

補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳

補助事業者等

課税売上割合95%以上	個別対応方式	一括比例配分方式	課税売上割合	%
-------------	--------	----------	--------	---

区 分	補助対象 経 費 ①	①の内訳		②のうち 消費税等 相当額 ③	③の内訳			仕入控除 税 額 ⑥	補助率等 ⑧	補助金に係る 消費税等仕入 控除税額 ⑦×⑧
		課税対象 ②	非課税		課税売上 対応 ④	共通売上 対応 ⑤	非課税 売上対応			
	円	円	円	円	円	円	円	円	%	円
計								⑦		

注1 「③の内訳」欄については、課税売上割合が95%未満の事業者で個別対応方式を採用している場合のみ記載すること。

2 「仕入控除税額」欄の算出は、次のとおりとする。

- (1) 課税売上割合が95%以上の事業者の場合・・・③=⑥
- (2) 課税売上割合が95%未満の事業者で個別対応方式を採用している場合・・・④+ [⑤× (課税売上割合)]
- (3) 課税売上割合が95%未満の事業者で一括比例配分方式を採用している場合・・・③× (課税売上割合)

別記第3-1号様式

(記号) 第 号指令

(補助事業者)

年 月 日申請の北海道農業次世代人材投資事業（就農準備資金、就農準備支援資金事業及び就農準備資金、就農準備支援資金推進事業）に係る計画の変更については、これを承認します。ただし次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道知事 印

この承認の内容は、年 月 日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおりです。

(部 課)

注1 この様式は、補助金の総額に変更を来さない計画変更の場合に使用すること。

2 この変更承認に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更指令の条件として、その変更の内容を記載すること。

別記第3-2号様式

(記号) 第 号指令

(補助事業者)

年 月 日申請の北海道農業次世代人材投資事業(就農準備資金、就農準備支援資金事業及び就農準備資金、就農準備支援資金推進事業)に係る計画の変更を承認し、年 月 日付け経営第 号指令の補助金「金 円」を「金 円」に変更します。ただし次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道知事 印

- 1 この承認の内容は、年 月 日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおりです。
- 2 変更後の補助金の交付の対象となる補助事業等の名称及び経費並びに補助金額及び完了期限は、次のとおりです。

補助対象 事業	変 更 前				変 更 後			
	補助対象経費		補助金 の 額	完了期限	補助対象経費		補助金 の 額	完了期限
	区 分	金 額	金 額		区 分	金 額	金 額	
北海道農 業次世代 人材投資 事業	就農準 備資金 事業	円	円	年 3月31日	就農準 備資金 事業	円	円	年 3月31日
	就農準 備資金 事業推 進事業	円	円	年 3月31日	就農準 備資金 事業推 進事業	円	円	年 3月31日
	就農準 備支援 資金事 業	円	円	年 3月31日	就農準 備支援 資金事 業	円	円	年 3月31日
	就農準 備支援 資金推 進事業	円	円	年 3月31日	就農準 備支援 資金推 進事業	円	円	年 3月31日
	合 計				合 計			

(部 課)

注1 この様式は、補助金の総額に変更を来す計画変更の場合に使用すること。

2 この変更承認に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更指令の条件として、その変更の内容を記載すること。

別記第4号様式

(記号) 第 号指令

(補助事業者)

年 月 日申請に係る北海道農業次世代人材投資事業（就農準備資金、就農準備支援資金事業及び就農準備資金、就農準備支援資金推進事業）の中止（廃止）については、承認します〔次の理由により承認しません〕。

年 月 日

北海道知事 印

(部 課)

注1 中止又は廃止を承認する場合は、〔 〕書の箇所を削除すること。

2 中止又は廃止を承認しない場合は、「承認します」の箇所を〔 〕書によることとし、記として不承認の理由を記載すること。

別記第 5 号様式

年度北海道農業次世代人材投資（就農準備資金、就農準備支援資金事業
及び就農準備資金、就農準備支援資金推進事業）補助事業等遂行状況報告書

(記号) 第 号
年 月 日

北海道知事 様

(補助事業者) 印

年 月 日付け経営第 号指令で補助金等の交付の決定を受けた北海道農業次世代人材投資事業（就農準備資金、就農準備支援資金事業及び就農準備資金、就農準備支援資金推進事業）について、北海道農業次世代人材投資事業補助金交付要領（平成 24 年 5 月 14 日付け経営第 260 号農政部長通知）により、次のとおり補助事業等の遂行状況を報告します。

記

区 分	計 画 A	出 来 高 B	進 捗 度 B/A	備 考
	円	円	%	

別記第6号様式

(記号) 第 号指令

(補助事業者)

年 月 日提出のあった補助事業等遅延遂行報告書に基づき、北海道農業次世代人材投資事業（就農準備資金、就農準備支援資金事業及び就農準備資金、就農準備支援資金推進事業）の執行を次のとおり指示します。

年 月 日

北海道知事 印

- 1 事業完了期限を 年 月 日とします。
- 2 補助対象事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに補助事業等実績報告書を知事に提出しなければなりません。会計年度が終了したときも、また同様とします。

(部 課)

別記第7号様式

年 月 日現在

補助対象事業	区分	補助事業に要する経費			補助対象経費(A)	既受領額(B)				今回請求額(C)				残 額(A)-(B+C)				事業完了予定年月日	備考		
		単価	人数	金額		単価	人数	金額	出来高	単価	人数	金額	〇月〇日迄予定出来高	単価	人数	金額	〇月〇日迄予定出来高				
北海道農業次世代人材投資事業	準備型資金事業	円	人	円	円	円	人	円	%	円	人	円	%	円	人	円	%				
	うち 1年 〇月																				
	準備型資金推進事業																				
合 計																					

- 注1 「補助事業に要する経費」欄には、当該補助事業に係る経費の総額を記載するものとする。
 注2 「補助対象経費」欄には、当該補助事業のうち、補助の対象となる部分に係る経費の額を記載すること。
 注3 準備型資金事業については、交付期間ごとの内訳を記載すること。

(記号) 第 号
年 月 日

(補助事業者) 様

北海道知事 印

補助金の概算払について

年 月 日申請に基づき北海道農業次世代人材投資事業（就農準備資金、就農準備支援資金事業及び就農準備資金、就農準備支援資金推進事業）に係る補助金について、次のとおり概算払をすることと決定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|----------|---|----|
| 1 | 概算払をする時期 | 月 | 日頃 |
| 2 | 概算払をする額 | 金 | 円 |

(部 課)

(記号) 第 号
年 月 日

(補助事業者) 様

北海道知事 印

補助金の額の確定について (通知)

年 月 日提出の補助事業等実績報告書を審査(及び実地検査)した結果、北海道農業次世代人材投資事業(就農準備資金、就農準備支援資金事業及び就農準備資金、就農準備支援資金推進事業)に係る補助金の額を次のとおり確定したので、通知します。

記

補助金の確定額 金 円

(部 課)

別記第10号様式

(記号) 第 号達

(補助事業者)

年 月 日付け経営第 号で通知した北海道農業次世代人材投資事業
(就農準備資金、就農準備支援資金事業及び就農準備資金、就農準備支援資金推進事業)
に係る補助金の額の確定に伴い、当該確定額を超えて交付した補助金 金 円
の返還を命じます。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道知事 印

- 1 返還すべき補助金は、別に知事が発行する返納通知書により納付すること。
- 2 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

(部 課)

注 この命令書と当該返還金に係る返納通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

別記第11号様式

北海道農業次世代人材投資事業（就農準備資金、就農準備支援資金事業及び就農準備資金、就農準備支援資金推進事業）補助事業等に係る補助金の返還について

(記号) 第 号
 年 月 日

北海道知事 様

(補助事業者) 印

北海道農業次世代人材投資事業実施要領第4の1の(4)に基づき、交付対象者へ資金返還の措置を講じ、次のとおり資金の返還があったので報告します。

記

1 補助金返還の額
 金 円

2 補助金返還の措置を講じた理由

注 1の補助金返還の額については、過年度に遡って返還する場合は、年度別の内訳も記載すること。

2の補助金返還の措置を講じた理由については、実施要領第4の1の(4)のイの一部返還の場合は(ア)～(イ)の該当する事項について、実施要領第4の1の(4)のイの全額返還の場合は(ア)～(ク)の該当する事項について記載すること。

※下線部は、新規就農促進研修支援事業の場合は、「2」とする。

(記号) 第 号
年 月 日

(補助事業者) 様

北海道知事 印

北海道農業次世代人材投資事業（就農準備資金、就農準備支援資金事業及び就農準備資金、就農準備支援資金推進事業）補助事業等に係る補助金の返還について

年 月 日報告のあった補助事業等の返還について、次のとおり補助金の返還を命じますので、別に発行する返納通知書により納付してください。

記

- 1 事業名
- 2 補助金の返還額 金 円
- 3 納期 年 月 日
- 4 留意事項

返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

(部 課)

注 この命令書と当該返還金に係る返納通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

別記第 1 3 号様式

(記号) 第 号指令

(補助事業者)

年 月 日に申請のあった北海道農業次世代人材投資事業（経営開始型資金、経営開始資金事業、経営開始支援資金及び、経営開始型資金、経営開始資金、経営開始支援資金推進事業）については、申請内容のとおり承認し、補助事業等の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業等の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助対象事業	補助対象経費		補助金の額	完了期限
	区 分	金 額	金 額	
北海道農業次世代人材投資事業	経営開始型資金事業	円	円	年 3 月 31 日
	経営開始型資金推進事業	円	円	年 3 月 31 日
	経営開始資金事業	円	円	年 3 月 31 日
	経営開始資金推進事業	円	円	年 3 月 31 日
	経営開始支援資金事業	円	円	年 3 月 31 日
	経営開始支援資金推進事業	円	円	年 3 月 31 日
合 計		円	円	

- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号）、北海道農業次世代人材投資事業実施要領（平成 24 年 5 月 14 日付け経営第 259 号農政部長通知）、北海道農業次世代人材

投資事業補助金交付要領（平成 24 年 5 月 14 日付け経営第 260 号北海道農政部長通知。以下「交付要領」という。）及びこの決定通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助対象事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

- 3 補助対象経費のうち、区分の相互間の経費の額の流用はできません。
- 4 補助対象事業の内容について、次に掲げる変更をするときは、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
 - (1) 経営開始型等資金事業に係る補助対象経費の増
 - (2) 経営開始型等資金事業に係る補助対象経費の 30%を超える減
 - (3) 経営開始型等資金推進事業に係る補助対象経費の増
- 5 補助対象事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- 6 補助対象事業が期限までに完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長（振興局長）に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 7 補助対象事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長（振興局長）に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 8 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 9 前項の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。
- 10 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
- 11 補助対象事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助対象事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。
- 12 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助対象事業の成果が適合しないときは、当該補助対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 13 交付対象者に資金返還の措置を講じ資金の返還があったときは、速やかに総合振興局長（振興局長）に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 14 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
 - (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したと

き。

- (3) 補助対象事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、補助対象事業の執行に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 15 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 16 第 7 項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。
- 17 補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければなりません。

（ 部 課 係 ）

別記第14-1号様式

(記号) 第 号指令

(補助事業者)

年 月 日申請の北海道農業次世代人材投資事業（経営開始型資金、経営開始資金事業、経営開始支援資金及び、経営開始型資金、経営開始資金、経営開始支援資金推進事業）に係る計画の変更については、これを承認します。ただし次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

この承認の内容は、年 月 日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおりです。

(部 課 係)

注1 この様式は、補助金の総額に変更を来さない計画変更の場合に使用すること。

2 この変更承認に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更指令の条件として、その変更の内容を記載すること。

別記第14-2号様式

(記号) 第 号指令

(補助事業者)

年 月 日申請の北海道農業次世代人材投資事業（経営開始型資金、経営開始資金事業、経営開始支援資金及び、経営開始型資金、経営開始資金、経営開始支援資金推進事業）に係る計画の変更を承認し、年 月 日付け 第 号指令の補助金「金 円」を「金 円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

- 1 この承認の内容は、年 月 日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおりです。
- 2 変更後の補助金の交付の対象となる補助事業等の名称及び経費並びに補助金額及び完了期限は、次のとおりです。

補助対象事業	変更前				変更後			
	補助対象経費		補助金の額	完了期限	補助対象経費		補助金の額	完了期限
	区分	金額	金額		区分	金額	金額	
北海道農業次世代人材投資事業	経営開始型資金事業	円	円	年 3月31日	経営開始型資金事業	円	円	年 3月31日
	経営開始型資金推進事業	円	円	年 3月31日	経営開始型資金推進事業	円	円	年 3月31日
	経営開始資金事業	円	円	年 3月31日	経営開始資金事業	円	円	年 3月31日
	経営開始資金推進事業	円	円	年 3月31日	経営開始資金推進事業	円	円	年 3月31日
	経営開始支援資金事業	円	円	年 3月31日	経営開始支援資金事業	円	円	年 3月31日
	経営開始支援資金推進事業	円	円	年 3月31日	経営開始支援資金推進事業	円	円	年 3月31日
	合計	円	円		合計	円	円	

(部 課 係)

注1 この様式は、補助金の総額に変更を来す計画変更の場合に使用すること。

2 この変更承認に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更指令の条件として、その変更の内容を記載すること。

別記第15号様式

(記号) 第 号指令

(補助事業者)

年 月 日申請に係る北海道農業次世代人材投資事業（経営開始型資金、経営開始資金事業、経営開始支援資金及び、経営開始型資金、経営開始資金、経営開始支援資金推進事業）の中止（廃止）については、承認します〔次の理由により承認しません〕。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

(部 課 係)

注1 中止又は廃止を承認する場合は、〔 〕書の箇所を削除すること。

2 中止又は廃止を承認しない場合は、「承認します」の箇所を〔 〕書によることとし、記として不承認の理由を記載すること。

別記第16号様式

年度北海道農業次世代人材投資事業（経営開始型資金、経営開始資金事業、経営開始支援資金及び、経営開始型資金、経営開始資金、経営開始支援資金推進事業）
補助事業等遂行状況報告書

(記号) 第 号
年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 様

(補助事業者) 印

年 月 日付け 第 号指令で補助金等の交付の決定を受けた
北海道農業次世代人材投資事業（経営開始型資金事業、経営開始型資金推進事業）について、北海道農業次世代人材投資事業補助金交付要領により、次のとおり補助事業等の遂行状況を報告します。

記

区 分	計 画 A	出 来 高 B	進 捗 度 B/A	備 考
	円	円	%	

別記第17号様式

(記号) 第 号指令

(補助事業者)

年 月 日提出のあった補助事業等執行遅延報告書に基づき、北海道農業次世代人材投資事業（経営開始型資金、経営開始資金事業、経営開始支援資金及び、経営開始型資金、経営開始資金、経営開始支援資金推進事業）の執行を次のとおり指示します。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

- 1 事業完了期限を 年 月 日とします。
- 2 補助対象事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに補助事業等実績報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。会計年度が終了したときも、また同様とします。

(部 課 係)

別記第18号様式

年 月 日現在

補助対象事業	区分	補助事業に要する経費			補助対象経費(A)	既受領額(B)				今回請求額(C)				残 額(A)-(B+C)				事業完了予定年月日	備考		
		単価	人数	金額		単価	人数	金額	出来高	単価	人数	金額	〇月〇日迄予定出来高	単価	人数	金額	〇月〇日迄予定出来高				
北海道農業次世代人材投資事業	経営開始型資金事業	円	人	円	円	円	人	円	%	円	人	円	%	円	人	円	%				
	うち 1年 半期 夫婦1年 半期																				
	経営開始型資金推進事業																				
合 計																					

- 注1 「補助事業に要する経費」欄には、当該補助事業に係る経費の総額を記載するものとする。
 2 「補助対象経費」欄には、当該補助事業のうち、補助の対象となる部分に係る経費の額を記載すること。
 3 経営開始型資金事業については、交付期間と夫婦別の内訳を記載すること。

(記号) 第 号
年 月 日

(補助事業者)

北海道 総合振興局長 (振興局長) 印

補助金の概算払について

年 月 日申請に基づき北海道農業次世代人材投資事業(経営開始型資金、経営開始資金事業、経営開始支援資金及び、経営開始型資金、経営開始資金、経営開始支援資金推進事業)に係る補助金について、次のとおり概算払をすることと決定したので通知します。

記

- | | | | | |
|---|----------|---|---|----|
| 1 | 概算払をする時期 | | 月 | 日頃 |
| 2 | 概算払をする額 | 金 | | 円 |

(部 課 係)

(記号) 第 号
年 月 日

(補助事業者)

北海道 総合振興局長 (振興局長) 印

補助金の額の確定について (通知)

年 月 日提出の補助事業等実績報告書を審査 (及び実地検査) した結果、北海道農業次世代人材投資事業 (経営開始型資金、経営開始資金事業、経営開始支援資金及び、経営開始型資金、経営開始資金、経営開始支援資金推進事業) に係る補助金の額を次のとおり確定したので、通知します。

記

補助金の確定額 金 円

(部 課 係)

年度北海道農業次世代人材投資事業補助金交付状況報告書

(記号) 第 号
年 月 日

農政部長 様

総合振興局長 (振興局長) 印

年度北海道農業次世代人材投資事業 (経営開始型資金、経営開始資金事業、経営開始支援資金及び、経営開始型資金、経営開始資金、経営開始支援資金推進事業) の補助金の交付状況を次のとおり報告します。

記

市町村名	区分	補助金 交付 決定額	交付 決定 年月日	補助金 の 支出額	補助金 の支出 年月日	実績 報告 年月日	補助金 の額の 確定額	確定 年月日
	経営開始 型資金 事業	円		円			円	
	経営開始 型資金推 進事業	円		円			円	
	経営開始 資金事業	円		円			円	
	経営開始 資金推 進事業	円		円			円	
	経営開始 支援資金 事業	円		円			円	
	経営開始 支援資金 推進事業	円		円			円	
	合計							

(部 課 係)

別記第 2 2 号様式

(記号) 第 号達

(補助事業者)

年 月 日付け 第 号で通知した北海道農業次世代人材投資事業（経営開始型資金、経営開始資金事業、経営開始支援資金及び、経営開始型資金、経営開始資金、経営開始支援資金推進事業）に係る補助金の額の確定に伴い、当該確定額を超えて交付した補助金 金 円の返還を命じます。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

- 1 返還すべき補助金は、別に総合振興局長（振興局長）が発行する返納通知書により納付すること。
- 2 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

(部 課 係)

注 この命令書と当該返還金に係る返納通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

別記第23号様式

北海道農業次世代人材投資事業（経営開始型資金、経営開始資金事業、
経営開始支援資金及び、経営開始型資金、経営開始資金、経営開始支
援資金推進事業）補助事業等に係る補助金の返還について

(記号) 第 号
年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 様

(補助事業者) 印

北海道農業次世代人材投資事業実施要領第4の3の(4)に基づき、交付対象者へ資金
返還の措置を講じ、次のとおり資金の返還があったので報告します。

記

1 補助金返還の額

金 円

2 補助金返還の措置を講じた理由

注 1の補助金返還の額については、過年度に遡って返還する場合は、年度別の内訳も記載すること。

2の補助金返還の措置を講じた理由については、実施要領第4の3の(4)の場合はア～ウの該当す
る事項について記載すること。

(記号) 第 号
年 月 日

(補助事業者) 様

北海道 総合振興局長 (振興局長) 印

北海道農業次世代人材投資事業 (経営開始型資金、経営開始資金事業、経営開始支援資金及び、経営開始型資金、経営開始資金、経営開始支援資金推進事業) 補助事業等に係る補助金の返還について

年 月 日報告のあった補助事業等の返還について、次のとおり補助金の返還を命じますので、別に発行する返納通知書により納付してください。

記

- 1 事業名
- 2 補助金の返還額 金 円
- 3 納期 年 月 日
- 4 留意事項

返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額 (その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額) につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

(部 課 係)

注 この命令書と当該返還金に係る返納通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

年度 北海道農業次世代人材投資（準備型等）事業計画（実績）書

1 準備型等の交付計画（実績）

(1) 就農準備資金

就農準備資金	〇〇年度 交付対象者 数 (金額)	交付期間別対象者数 (金額)					<参考> 次年度交付対象 者数 (金額)
		1年未満	1年	1年超～ 2年未満	2年超～ 3年	3年	
		〇〇年度からの継続 対象者分					
〇〇年度新規採択者 分							
合計							

(2) 就農準備支援資金

就農準備支援資金	〇〇年度 交付対象者 数 (金額)	交付期間別対象者数 (金額)					<参考> 次年度交付対象 者数 (金額)
		1年未満	1年	1年超～ 2年未満	2年超～ 3年	3年	
		〇〇年度からの継続 対象者分					
〇〇年度新規採択者 分							
合計							

(注) 上段に人数、下段には交付金額を記入すること。

変更の場合は、2段書きにして上段には変更前（括弧書き）、下段には変更後の値を記入すること。

2 事業推進体制（審査、定着に向けた支援等の体制（関係機関との連携を含む。）を記載。）

--

（注）実績報告に当たっては、交付対象者の研修計画の進捗状況、達成状況の評価について、記載すること。

3 推進事業に関する計画（実績）

（1）就農準備資金

事項	内容	金額
① 事業実施に係る事務		千円
② 事業の普及活動		千円
③ 交付対象者への指導活動		千円
合 計		千円

（2）就農準備支援資金

事項	内容	金額
① 事業実施に係る事務		千円
② 事業の普及活動		千円
③ 交付対象者への指導活動		千円
合 計		千円

注 この様式は、北海道農業次世代人材投資（準備型）事業に要する経費に係る補助金交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。

年度 北海道農業次世代人材投資（経営開始型等）事業計画（実績）書

1 経営開始型等の交付計画（実績）

（単位：人、円）

（1）経営開始型

経営開始型	〇〇年度 交付対象者数 (金額)	交付期間別対象者数 (金額)						<参考> 次年度交付対象者数 (金額)
		1年未満	1年以上～	2年以上～	3年以上～	4年以上～	5年	
			2年未満	3年未満	4年未満	5年未満		
〇〇年度からの 継続対象者分								
うち 夫婦								
合計								
うち 夫婦								

（2）経営開始資金

経営開始資金	〇〇年度 交付対象者数 (金額)	交付期間別対象者数 (金額)				<参考> 次年度交付対象者数 (金額)
		1年未満	1年以上～	2年以上～	3年	
			2年未満	3年未満		
〇〇年度からの 継続対象者分						
うち 夫婦						
〇〇年度新規採 択者分						
うち 夫婦						
合計						
うち 夫婦						

(3) 経営開始支援資金

経営開始支援資金	〇〇年度 交付対象者数 (金額)	交付期間別対象者数 (金額)				<参考> 次年度交付対象者数 (金額)
		1年未満	1年以上～2年未満	2年以上～3年未満	3年	
〇〇年度からの 継続対象者分						
うち 夫婦						
〇〇年度新規採 択者分						
うち 夫婦						
合計						
うち 夫婦						

(注) 上段に人数、下段には交付金額を記入すること。変更の場合は、2段書きにして上段には変更前(括弧書き)、下段には変更後の値を記入すること。

3 事業推進体制(審査体制、交付対象者からの営農上の相談対応をはじめとする定着に向けた支援等の体制(関係機関との連携を含む。)を記載。)

(注) 実績報告に当たっては、交付対象者の経営開始計画の進捗状況、達成状況の評価について、記載すること。

4 推進事業に関する計画（実績）

（1）経営開始型

事 項	内 容	金 額
① 事業実施に係る事務		千円
② 事業の普及活動		千円
③ 交付対象者への指導活動		千円
合 計		千円

（2）経営開始資金

事 項	内 容	金 額
① 事業実施に係る事務		千円
② 事業の普及活動		千円
③ 交付対象者への指導活動		千円
合 計		千円

（3）経営開始支援資金

事 項	内 容	金 額
① 事業実施に係る事務		千円
② 事業の普及活動		千円
③ 交付対象者への指導活動		千円
合 計		千円

注 この様式は、北海道農業次世代人材投資（経営開始型等）事業に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。

